

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

秦野市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正により、急速充電設備の全出力の上限が 2 0 0 キロワットまで拡大されたことに伴い、その設備を設置する場合の基準を改めること。
- (2) 急速充電設備を設置する場合の届出を義務付けること。

秦野市火災予防条例の一部を改正する条例

秦野市火災予防条例（昭和48年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「第47条第10号」を「第47条第11号」に改める。

第13条第2項ただし書中「造り」を「造られ」に改める。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を加え、「原動機付自転車をいう。以下同じ」を「原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ」に、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第13条の2第1項第12号に次のように加え、同号を同項第16号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第13条の2第1項中第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する処置をすること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するための液体を用いるものにあつては、その液体（以下この号において「冷却液」という。）が漏れた場合に、漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること並びに冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、冷却液の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機

能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

第13条の2第1項第10号を同項第11号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための処置がとられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第47条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市火災予防条例第13条の2及び第47条の規定は、施行日以後に設置の工事がされる急速充電設備について適用し、施行日前に現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、なお従前の例による。

議案第62号 秦野市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第10条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第47条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第13条第1項（第7号を除く。）並びに第14条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第10条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第47条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第13条第1項（第7号を除く。）並びに第14条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材</p>

料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための処置がとられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) - (4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合に

料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) - (3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁され

は、充電を開始しない処置をすること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しない処置をすること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部とに電圧が加えられている場合には、その接続部が外れないようにする処置をすること。

(8)－(12) (略)

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する処置をすること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するための液体を用いるものにあつては、その液体（以下この号において「冷却液」という。）が漏れた場合に、漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること並びに冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、冷却液の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係

ていない場合には、充電を開始しない処置をすること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しない処置をすること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部とに電圧が加えられている場合には、その接続部が外れないようにする処置をすること。

(7)－(11) (略)

る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

(16) 急速充電設備に内蔵されている蓄電池にあつては、次によること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)・(18) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(12) 急速充電設備に内蔵されている蓄電池にあつては、次によること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこととし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

(13)・(14) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) - (9) (略)

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11) - (14) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市火災予防条例第13条の2及び第47条の規定は、施行日以後に設置の工事がされる急速充電設備について適用し、施行日前に現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、なお従前の例による。

(1) - (9) (略)

(10) - (13) (略)

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

1 背景

電気自動車等に搭載される電池の大容量化に伴い、今後、全出力が50キロワットを超える急速充電設備が普及していくことが想定されます。一方、現行の制度においては、全出力が50キロワットを超える急速充電設備は、変電設備として位置、構造及び管理に関する基準等が適用され、電気自動車等の運転手による充電ができないなど、不都合が生じることとなります。

2 改正の内容

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が令和2年8月27日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、この全国統一的な基準に合わせ、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な処置として、位置、構造及び管理の基準を改めるものです。

3 新たに必要となる火災予防上必要な処置

対象部位	処置の内容
機器本体	建築物からの離隔距離の確保
コネクター	不時の落下防止
充電用ケーブル	(1) 漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない構造 (2) 冷却液の流量及び温度の異常の自動検知 (3) 異常検知時の自動停止
開閉器	(1) 開閉器の異常の自動検知 (2) 異常検知時の自動停止
蓄電池	(1) 温度及び制御機能の異常の自動検知 (2) 異常検知時の自動停止

4 効果

急速充電設備の全出力の上限が拡大された機器が普及することにより、複数台の電気自動車等への同時充電及び高電力での充電が可能となり、充電に要する時間の短縮につながります。

また、火災予防上必要な処置を見直すことにより、的確な安全対策をとることができます。

5 施行日

令和3年4月1日